主 文

原判決を取消す。 控訴人等の訴を却下する。 訴訟の総費用は控訴人等の負担とする。

事 実

控訴人等訴訟代理人は、原判決を取消す、控訴人等が「長野県立学校職員の勤務 評定実施要領」(昭和三十四年二月九日三四教高第三一号教育長通達)及同別冊 「勤務評定書の様式および使用区分ならびに取扱要領」に定める自己観察表示の義 務を有しないことを確認する、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする、 との判決を、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並に証拠の提出、援用及認否は、被控訴代理人において、長野県知事Aが昭和三十四年二月二日提示した調停案は、長野県教育委員会のみならず、長野県教職員組合及び長野県高等学校教職員組合によつても受諾されたものであると述べ、控訴人等代理人において甲第十七及び第十八号証を提出し、被控訴代理人において右甲号証の成立を認めた外は原判決事実摘示と同一であるからここにこれを引用する。

理由

控訴人等の本訴請求の趣旨とするところは、 要するに控訴人等主張の長野県教育 委員会教育長通達に定める勤務評定書の様式第二表Bにおいて長野県立高等学校教 員たる控訴人等に対しその職務、勤務、研修その他につき自己観察の結果の表示を 命じていることは憲法及び教育基本法の趣旨に違反するものであるから、控訴人等 には右自己観察の結果を表示する義務のないことの確認を求めるというのである。よって按ずるに、長野県立高等学校教員が地方公務員としての身分を有し、その 任命権者である長野県教育委員会が法律の規定によつて右県立高等学校教員の執務 について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずべき 職務権限を有すること、右県教育委員会が法律に基き長野県立高等学校教員の勤務 評定について必要な教育委員会規則を制定することができること及び控訴人等主張 の前示教育長通達が長野県教育委員会規則の委任により発せられたものであること 教育公務員特例法第三条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三三号、第三十三条乃至第三十五条、地方公務員法第四十条及び昭和三十四年長 野県教育委員会規則第一号長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則第六条 第二項の諸規定に照し明らかである。而して控訴人等主張の前示教育長通達が昭和 三十四年二月九日附をもつて長野県報に掲載告示されたことも当裁判所に明らかな ところである。してみれば控訴人等主張の前示教育長通達は、控訴人等及び被控訴 人の主張する如き単なる県教育委員会等の控訴人等県立高等学校教員に対する職務 上の命令たるに止まらず、長野県教育委員会が法律の規定に基いて制定した前示教 育委員会規則を補充し内容的にはこれと一体をなすものとしての広義の法令としての実質及び効力を有するものと謂うべく、従つて控訴人等長野県立高等学校教員は所属学校長等の発する職務上の命令その他別段の措置を俟つまでもなく、勤務評定 に関する前示教育委員会規則の施行によつて法律上当然に右規則及びこれに基く控 訴人等主張の教育長通達に従い右通達に定める勤務評定の様式第二表Bに所定の事 項を記入し、これを所属学校長に提出すべき義務を負うに至るものと云わなけれは ならない。

〈要旨〉控訴人等主張の教育長通達が右に説示したようにその根拠規定である前示県教育委員会規則と相俟つて法令と〈/要旨〉しての実質及び効力を有するものである以上、控訴人等の本訴請求は法令の規定が憲法その他の法律に違反することを理由として右法令の規定によつて法律上当然に生ずる義務のないことの確認を求めるいわゆる消極的確認訴訟の形を取るに拘らず、その実質は法令の規定が憲法その他の法律に違反する義務のないことの確認を求めるもの、即ちある法令の規定が憲法その他の法律に違反する無効のものであることの確認を求めるものに外ならず、かかる訴は、その当事者間にその前提要件である具体的事件としての法律上の争訟の存在を欠くものとして行政事件訴訟の対象とはならない不適法のものであることを免れない。

更に控訴人等は被控訴人長野県を相手方として本訴を提起しているが、長野県それ自体として控訴人等が長野県の職員であることからその使用者たる地位を有し、 控訴人等に支給する給与についてその経費を負担するに止るのであつて、控訴人等 県立高等学校教員に対しては任免の権限も職務上の監督権もなく、特にこれ等の者

控訴人等は前示長野県教育委員会規則及びこれに基く教育長通達の定める自己観察表示の義務を履行するときは憲法や教育基本法の規定によつて控訴人等に保障された権利を害される結果となる虞があり、さればと言つて右の義務を履行しないときは県教育委員会によつて懲戒その他の不利益処分に付される危険があり、控訴人等は現在法律上不安定な地位に置かれていると主張するのであるが、類似の事態はひとり本件のような場合だけに生じるものではなく、また控訴人等のように公務員たる地位を有する者に限つて生じるものでもない。

有するものではなく、またその責任を負うものでもないのである。 而して右のことは、長野県教育委員会規則及びこれに基く教育長通達の定める前 五勤務認定の様式第二書品の作成提出美務が物策し第五式が物策によった。 示勤務評定の様式第二表Bの作成提出義務が控訴人等及び被控訴人において主張す るように仮に長野県教育委員会が控訴人等県立高等学校教員に対して発した職務上 の命令によるものと解する場合においても同様であつて、控訴人等は右命令が憲法 その他の法令に違反することを理由として、本訴のようた訴をもつて命令の憲法適 否等の審判を求めることはできないものと謂わなければならない。即ちこの場合に おいても長野県は訴の相手方としての適格を欠き、また長野県教育委員会を訴の相 手方としても確認訴訟の対象とならないことは前示義務を広義の法令の規定によつ て直接に生じたものと解した場合と同様なのである。

およそ行政組織の内部において上司が部下職員に対し職務上の命令を発する場合 部下職員は、その上司の発した職務上の命令が真に法令に違反すると信ずるのであ るならば自己の責任においてその命令に従うことを拒絶し、よつて生じる結果に対 処すべきものであつて、そのことなく事前に訴を提起して上司の命令の法令違反を 主張し、これに服従する義務のないことの確認を訴求することは許されないのであ る。

更に控訴人等は控訴人等長野県立高等学校教員に対し前示勤務評定の様式第二表 Bにおいて自己観察の結果の表示を義務づけることは控訴人等の有する世界観、人 生観、教育観等、控訴人等個人の内心の自由に属する思想の表明を強制するもので あると主張する。而して右様式第二表Bにおける「自己観察ならびに希望事項」欄 の不動文字による記載及び同欄の記載要領として控訴人等主張の教育長通達別冊第 - 項(二十五)に掲げられた「自己観察ならびに希望事項自己評価にもとづいて、 各人の観察内容や、Bの各項目等を参考にして、つとめて具体的に記入する」との 説明の内容を最大限に拡大して解釈すれば、前記控訴人等主張のような見解の生じ る余地が全くないとは言えないが(しかしそのことから直ちに控訴人等が主張する ような憲法あるいは教育基本法違反という結果が生じるかどうかは別箇の問題であ このような解釈だけが唯一且必然のものではない。被控訴人はこれに対し 長野県立高等学校教員も教育者として不断に自己の職務について反省をしているわけであつて、この反省を基とした種々の希望を有する筈であるから、自己観察と希望とは表裏一体の関係にあり、前示様式第二表Bの当該欄の記入に当つては自己評価を発展する。 価と希望事項の双方について表示することはもとより、いずれか一方のみを表示す ることも許ざれるのであつて、控訴人等に対し自己観察事項を希望事項から分離し て記入すべき義務を負わせる趣旨ではなく、もとより評定を受ける者が個人として 如何なる主義、信条、人生観、世界観等を有しようともそれは問うところではない と主張し、現に右様式第二表Bの当該欄が控訴人等主張のように定められるに至つ た経過について原審証人B、同C及び同Dは右被控訴人の主張に副うような証言を しているのである。しかしながら右様式第二表Bにおける「自己観察ならびに希望 事項」欄の記入を求める趣旨が控訴人等及び被控訴人のいずれの主張の通りである か、又は更に右の記入を求める趣旨について第三の解釈を容れる余地があるかどう かということは、控訴人等が本件訴の基礎として主張する事実関係のもとでは未だ 仮定の問題に過ぎないのであつて、控訴人等を含む長野県立高等学校教員の勤務の 評定に関する前示教育委員会規則の具体的運用の結果を待つのでなければ、右様式 第二表Bの当該欄の記入を義務づけることの憲法等適否の判断をすることはできな いのである。即ち、例えば長野県教育委員会が右教育委員会規則の定める義務の違 反があるとして控訴人等その他長野県立高等学校教員のうち前記様式第二表Bの作 成提出を怠つた者に対し懲戒等の不利益処分をした場合にその処分の効力を争う訴 訟において裁判所ははじめて憲法等適否についての的確な判断をすることができる のである。而してこのことは、結局本件控訴人等の訴がはじめに説示したように未 だもつて具体的事件としての法律上の争訟について提起されたものとすることがで きないものであることを示すものに外ならない。

以上の説示によつて明らかなように控訴人等の本件訴は不適法として却下を免れ ないのであって、これを適法とした原判決は失当であるから、民事訴訟法第三百八十六条の規定によってこれを取消すべく、訴訟費用の負担につき同法第八十九条及び第九十六条の規定を適用し主文のとおり判決する。

平賀健太 (裁判長裁判官 毛利野富治郎 裁判官 裁判官 加藤隆司) <記載内容は末尾 1 添付>